



推進体制

推進体制

| | |
|----|--|
| 目標 | 都、都民、事業者が連携して、男女平等参画社会の実現に向けて、施策や取組を推進するとともに、都民及び事業者からの男女平等参画に関する申出に適切に対応していきます。 |
|----|--|

■ 現状・課題

- 男女平等参画社会を実現するためには、あらゆる主体による幅広い分野での施策や取組が必要です。そのため、国・区市町村・都と、都民・事業者・NPOなどが連携・協働して、各々の施策や取組を進める必要があります。
- 基本条例第7条では、男女平等参画について、都民及び事業者は知事に申出ができることを定めており、これに対応する相談体制を整備し、相談機関相互の連携を強化していく必要があります。

■ 取組の方向性

- 男女平等参画を推進するための都の体制を整備していきます。

<都の施策>

ア 都における体制

- 男女平等参画を推進するため、都の体制を整備するとともに、行動計画の進捗状況についての的確に実績を把握し、毎年、都民に公表します。

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---------------|--|-------|
| 249 | 男女平等参画審議会の運営 | 基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。 | 生活文化局 |
| 250 | 男女平等参画推進会議の運営 | 都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。 (再掲 No.176 参照) | 生活文化局 |
| 251 | 年次報告の公表 | 基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。(再掲 No.77 参照) | 生活文化局 |

イ 相談（都民からの申出）

- 男女平等参画に関して都民が相談や申出ができる体制を整備します。

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|----------------|---|-------|
| 252 | 男女平等参画に関する総合相談 | 東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。（再掲 No.246 参照） | 生活文化局 |
| 253 | 女性の福祉に関する一般相談 | 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。 | 福祉保健局 |
| 254 | 労働相談 | 賃金、昇給などの男女間の格差や職場におけるハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行います。 | 産業労働局 |
| 255 | 男女平等参画審議会の運営 | 基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。（再掲 No.249 参照） | 生活文化局 |

ウ 区市町村や事業者等との連携

- 都と都民及び事業者が、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進するため、「東京都男女平等参画を進める会」との連携協力体制を充実します。
- 区市町村や事業者等との円滑な連携を図るため、連絡会や研修会を開催します。

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|-----------------|--|-------|
| 256 | 男女平等参画を進める会の運営 | 基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置し、各々の行動計画の取組状況について、意見や情報の交換を行います。 | 生活文化局 |
| 257 | ☆東京都女性活躍推進会議の運営 | 女性の活躍推進の気運を醸成するため、事業者団体等との連携協力により、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けた事業を実施します。 | 生活文化局 |
| 258 | 区市町村との連絡会議等 | 都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。 | 生活文化局 |

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|-----------------------|---|-------|
| 259 | 区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施 | 各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。 | 生活文化局 |
| 260 | 男女平等参画（女性）センター館長会議 | 男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。 | 生活文化局 |
| 261 | 区市町村職員等への研修の実施 | 区市町村の相談員等や男女平等参画（女性）センター職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。 | 生活文化局 |

＜都民・事業者の取組＞

ア 都民・事業者における体制

- 男女平等参画を推進するため、東京都男女平等参画を進める会会員の体制を整備します。

| 番号 | 項目 | 概要 | 団体名 |
|----|-----------|---|-----------------|
| 59 | 環境の整備等の検討 | 協会の各種委員会等で、男女平等参画に関連する課題について事業内容と共に検討します。 | 看護協会 |
| | | 男女共同参画推進のための環境整備を図るため、その実現に向けた諸課題について検討します。 | 私大連盟 |
| 60 | 連携・協働 | ボランティア・NPO等の市民活動センター及び自治体と連携、協働した活動を推進します。 | ボランティア・市民活動センター |